

ケ ア プ ラ ン セ ン タ ー 桜

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業
- (2) 事業所の目的 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対しその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンター桜
- (4) 事業所の所在地 京都府木津川市山城町平尾越中谷15番地19
- (5) 電話番号 0774-86-2086
- (6) 事業管理者 桃実祐美
- (7) 当事業者の運営方針
- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援に努めます。
 - ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し適切な介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
 - ④ 関係市町、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (8) 開設年月 令和8年4月1日
- (9) 事業所番号 木津川市指定 2673500514

2 職員の職種、人数及び職務内容

職種	人数	職務内容
管理者	1名(常勤)	事業所の従業員及び業務の管理を総括します(介護支援専門員 兼務)
介護支援専門員	1名以上(常勤)	居宅介護支援の提供にあたります。

*必要に応じて加配するものとする。

3 事業実施地域

木津川市、京田辺市、精華町、奈良市、生駒市

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	09：00～18：00
その他	営業時間以外での時間帯では、電話連絡等を行います。

＊年末年始（12/30～1/3）は休業いたします。

5 担当職員

- （１）担当職員は、当事業所の介護支援専門員が担当いたします。
- （２）担当職員は、身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示を求めてください。
- （３）利用者は、担当職員が業務上不適当と認められる事情やその他交替を希望する理由を明らかにして担当職員の交替を申し出ることができます。この場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。但し、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできませんので、ご承知おきください。

6 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

- ① 利用者から事業所へ居宅介護支援の利用を申し込みます。
- ② 事業所の介護支援専門員が利用者のお宅へ訪問します。利用者の心身状態やその環境等を調査し、可能な限り、自立した日常生活が営むことができるように解決すべき課題を把握・分析します。課題分析の方式は、居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会 監修）により行います。また居宅介護支援の重要事項の説明や契約を行います。
- ③ 介護保険サービスの紹介を行います。また利用者や家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度で利用したいのか希望をお伺いします。併せて介護サービス利用料金を見積もりします。
- ④ 解決すべき課題や利用者や家族の希望を考慮し、また必要に応じて、主治医の意見を聞き、居宅サービス担当者会議で連絡調整をするなどして、利用者に適した「週間計画票」及び１ヶ月単位の介護サービス計画である「サービス利用票（居宅サービス計画）」を作成します。
- ⑤ また介護サービスを利用された際に利用者が負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので併せてご確認の上、ご了解を頂きます。

- ⑥ 「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
- ⑦ 介護サービス提供後も介護支援専門員が継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握します。
- ⑧ 利用者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者の合意をもって変更します。

●「居宅サービス計画」の作成の他、利用者の依頼により次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談ください。

- （１）利用者の依頼による市の窓口にて要介護認定に関する申請（新規・変更・更新）を代行します。代行にあたっては、手続き上、利用者の被保険証をお預かりすることになります。
- （２）利用者の依頼により市の窓口にて「居宅サービス計画作成依頼書」の提出を代行します。

7 介護保険施設の紹介

利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

8 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

当事業所が行う居宅介護支援に対しては、ご利用者の負担はございません。

ただし介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦、サービス料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を各市町村の窓口にて提供しますと、後日に払い戻しとなる場合があります。

その他の費用について

利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、運営既定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

10kmまで 300円

20kmまで 600円

20km以上は10kmごとに600円追加

9. 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- （１）利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合は、必ず担当の介護支援専門員にご

連絡ください。ご連絡がないと利用者が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。

(2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合などお手持ちの被保険者証に変更があった時には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

(3) 暴風雨、降雪、台風、地震等により注意報や警報、警戒宣言等が発令された場合（その恐れがある場合も含みます）、事業者の判断でサービスを中止させていただきます。

10. 秘密保持及び個人情報について

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が及ぶ場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。但し、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① ケアプランセンター桜による適切な居宅介護支援の提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きのなどの管理業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のため、他の居宅サービス事業との連携（担当者会議など）、照会への回答のため
- ⑤ 住宅改修工事施行事業者との適切な改修工事の実行のため
- ⑥ 緊急を要する場合の医師や救急隊員への連絡のため
- ⑦ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用者に関する報告
- ⑧ 当事業所のサービスの維持・改善に資する基礎資料の作成のため
- ⑨ 審査支払い機関（国保連合会）や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑩ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑪ 損害賠償保険・外傷保険等にかかる保険会社等への相談・届出のため
- ⑫ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

11. 契約の期間

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日とします。

但し、契約期間満了日の7日前までに利用者から更新の意思表示がない場合は、事業者が利用者に対し契約更新の意思を確認し、契約を同一内容により更新するときは、この契約は契約満了の日の翌日からさらに6カ月間同一内容で更新され、以後も同様とします。

1 2. 利用者からの解約

利用者は、契約有効期間中でもこの契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前まで解約届出書を提出してください。

但し、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、即時に契約を解約することができます。

1 3. 事故発生時の対応について

(1) サービス提供により事故が発生した場合には、保険者、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供により、損害賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 4. 相談・苦情の受付について

居宅介護支援についてのご相談や苦情、居宅サービス計画に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なくご連絡ください。

① 苦情の受付

当事業者が提供したサービスに関する苦情は、次の担当者が受付します。

苦情担当者： 桃実祐美

電話番号： 0774-86-2086

② 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 木津川市高齢介護課 代表 0774-75-1213
- ・ 京田辺市介護保険課 電話 0774-64-1378
- ・ 精華町役場高齢福祉課 代表 07741-95-1932
- ・ 奈良市介護保険課 コールセンター 0742-36-4894
- ・ 生駒市介護保険課 電話 0743-74-1111 (内線483~6)
- ・ 京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9011
- ・ 奈良県国民健康保険団体連合会 電話 0744-29-8311

当該居宅介護支援事業所ケアプランに位置付けた各サービスの割合

集計期間

☐前期 令和8年3月1日～令和8年8月31日

☐後期 令和8年9月1日～令和9年2月1日

サービス 名称※	全体の 割合 (%)	利用率 1位※ (%)	利用率 2位 (%)	利用率 3位 (%)
訪問介護				
通所介護 (合算)				
福祉用具				

※前6か月間に作成したケアプランの総数の内、訪問介護、通所介護（地域密着含む）、福祉用具貸与の各サービスがそれぞれ位置づけされた計画の数が占める割合。

※前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護（地域密着含む）

福祉用具貸与の内、同一事業者によって提供されたものの割合。

（上位3位まで）

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	（管理者 桃実祐美）
-------------	------------

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）苦情解決体制を整備しています。

（4）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（5）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。

（6）虐待の防止のための指針を整備しています。

（7）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか

に、これを市町村に通報します。

1 6. 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 7. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

【 事業者 】

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明並びに、個人情報の取り扱いについての説明を行いました。

ケアプランセンター桜

令和 年 月 日

説明者 _____ 印

【 利用者 】

私は、本書面により事業者からの重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。また、個人情報の取り扱いに関しても充分に理解の上同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄 : _____)